

「大坪市政における地方公務員法違反疑惑に係わる事実の実態解明と再発防止を求める決議」等に対する調査結果の報告について

令和2年第4回日野市議会定例会においてなされた、「大坪市政における地方公務員法違反疑惑に係わる事実の実態解明と再発防止を求める決議」に基づき当市が行う実態解明及び旧日野市立たかはた保育園の機能移転に伴う一連の疑惑の実態解明について、客観的かつ公正に調査を進めるため設置した第三者委員会からその調査結果の報告がありました。

その結論を受け、市議会の皆様へ実態解明の結果を報告いたします。

調査結果内容の報告に先立ち、皆様方に、この報告がコロナウィルス感染症の影響や、とりまとめ作業に時間を要したこと、大変遅くなってしまうこととお詫び申し上げます。

では、第三者委員会の調査結果内容について報告いたします。

まず、元副市長の日野市立病院と公益法人等の兼業による地方公務員法違反などの実態解明についてであります。

日野市元副市長が、日野市立病院の院長相談役として臨時職員で雇用されながら、市からの助成を受けている土地区画整理組合の理事長相談役を兼務し、双方から報酬を受け取っていたことについては、令和元年6月の市議会決議に基づく調査において明らかとなっておりましたが、新たに医療法人、社会福祉法人において役員等を受任していたことが判明したため、公務員の兼業を禁じている地方公務員法への抵触の疑いなどから第三者委員会による調査を進めました。

実施された調査の概要ですが、令和3年3月から、3名の弁護士を委員として構成する第三者実態調査委員会を発足させ、関係者に対するヒアリング、関係資料の確認などにより調査が行われました。

その調査の対象事項は、

- ①旧たかはた保育園の機能移転先保育園の土地建物所有者の親族が運営する医療法人における元副市長の役員等受任の実態
- ②その他の公益法人等における元副市長の役員等受任の事実、実態
- ③地方公務員法違反の有無、違反があった場合の管理責任の所在及び問題の要因 などあります。

それでは、調査結果をご報告させていただきます。

まず、「旧たかはた保育園の機能移転先保育園の土地建物所有者の親族が運営する医療法人における元副市長の役員等受任の実態について」であります。

元副市長は、平成27年4月、当該医療法人の監事に就任し、それ以降、定時社員総会及び理事会に合計4回出席し、月額2,500円の報酬を受けていた。

- ・報酬額はその業務内容に照らして高額とまではいえない。

- ・元副市長が当該医療法人の監事に就任したこと自体は、旧たかはた保育園の機能移転先保育園の土地建物所有者やその親族との不適切な関係に基づくものとまでは認められない。

と第三者委員会は、認定いたしました。

次に「当該医療法人以外の公益法人等における元副市長の役員等受任の事実と実態」であります。

ただ今申し上げた、機能移転先保育園の土地建物所有者の親族が運営する医療法人以外に、一つの医療法人と一つの社会福祉法人において、役員等受任の事実が確認されました。

医療法人については、臨時職員として市立病院勤務期間中の平成29年4月に当該法人の監事に就任し、当初は無報酬であったものの平成30年4月以降、月額10万円の報酬を受けていた。

なお、決算理事会ほか当該法人の業務に従事した日時については、その情報が得られなかったため不明である。

また、社会福祉法人については、元副市長が非常勤特別職である経営専門監であった平成 23 年 4 月から当該社会福祉法人の理事及び評議員に、平成 29 年 6 月からは業務執行理事に就任し、臨時職員として市立病院に勤務していた平成 24 年 4 月以降の期間においては、理事会及び評議員会に合計 38 回出席し、理事及び評議員として 1 回の出席について概ね 5,150 円程度を、平成 29 年 6 月以降、業務執行理事として日額 1 万円の報酬について月あたり 1 万円から 5 万円を受領していたことが明らかになった。

そして、「医療法人、社会福祉法人における役員等受任に関する地方公務員法違反の有無」について、第三者委員会は、地方公務員法第35条の職務に専念する義務、第38条の営利企業への従事等の制限の違反が認められると結論付けております。

その問題の要因について、まず、元副市長自身による手続きの懈怠が問題であるとしたうえで、その理由は明らかではないが、その背景にあった市立病院における河内氏の位置づけ及び職員らの意識からすると、仮に問題に気付いたとしても、河内氏に指摘することや上司に報告することは期待できなかった点を指摘しております。

その管理責任の所在について、第三者委員会は、その状況を踏まえると、専決権限を与えられた個々の職員の具体的責任を問うことは妥当ではなく、部下、職員を一般的に管理監督すべき市長、院長、事務長等の責任が問われるが、すでに処分等がなされており、さらに加重して問われるべきとまではいえない。 としております。

以上が、地方公務員法違反疑惑に関する調査結果の概要でございます。

次に、「旧たかはた保育園の機能移転に伴う一連の手続きにおける違法性

及び妥当性並びに元副市長の関与の実態解明について」であります。

旧たかはた保育園の近接域内に、平成26年4月、社会福祉法人が新たに保育園を開設することにより、たかはた保育園の廃止とそれに伴う在園児の新園への円滑な移行等を行う機能移転がなされた過程に元副市長が関与していたことが判明したため、新たな保育園の建築用地や運営法人の選定、運営法人への補助金の支出、保育園が所在する複合施設の整備工事及び保育園の内装工事に関する業者選定、保育園までの進入道路の整備など一連の手続きにおける違法性、不当性及びその一連の過程への元副市長の関与の実態について、第三者委員会による調査を進めました。

それでは、調査結果をご報告させていただきます。

まず、「旧たかはた保育園の機能移転先保育園の建築用地の選定について」であります。

第三者委員会は、本件土地を機能移転先保育園の建設用地に選定するにあたっては、本件土地所有者の親族が元副市長に相談したことを端緒とし、専ら元副市長が本件土地所有者との交渉を行っていたことが認められるが、元副市長が関与することにより、本件土地を建設用地として選定したこと自体に違法又は不当な点は認められない。 としております。

以上が「建築用地の選定について」の調査結果の概要でございます。

次に「機能移転先保育園の運営法人の選定について」であります。

第三者委員会は、平成24年当時、市の補助が予定される民間保育園の運営法人選定手続きについて定める法令等が存在しなかったことからすれば、選定方法に市の広範な裁量が認められ、当該運営法人が選定されたことは、本件土地所有者の意向及び当時の慣例によるものであり、違法事由はないと考えられる。

土地所有者から新園の運営法人についての提案や、日野市民間保育園連合会からも当該運営法人が最適との意見が提出され、他に候補はおらず、選考会において運営法人としての適格性が確認されていることから、選考会前に機能移転確認書の締結がされている点は手続的に一部不適切であるが、選定自体は妥当と考える。　としております。

以上が「運営法人の選定について」の調査結果の概要でございます。

次に「運営法人への賃料に係る補助金の支出について」であります。

本件は、本件土地所有者の意向により、本件土地所有者が建物の躯体部分を建設し、その建物及び土地を運営法人が賃借する方法が取られ、また、保育園の内装工事は、運営法人が行うこととなりました。

市は、運営法人の賃料負担を軽減する必要があることから、月額390万円の賃料に対して、うち月額130万円につき、契約期間15年の前払い賃料相当の2億4千万円を一括して、また、残りの月額支払金のうち月額130万円を補助することとしました。

この月額390万円の賃料について、第三者委員会は、当時の賃料額の検証には疑問が残るとして、今回、適正賃料の査定を不動産鑑定士に依頼することとし、その査定賃料額が月額387万円であったことから、「賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない」という「市の社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則」の規定に反するものとは考えられない。　としております。

しかしながら、多額の補助金の支出を行うにもかかわらず、計画の当初の段階における支出の見通しが具体性に欠けている点や、保育園への進上路の拡張に市の補助金が支出されていながら、賃料について拡張後の道路幅を基に算出している点など、その妥当性について十分な検討がなされておらず、事業の進め方に疑問が残る。　としております。

また、前払い賃料補助については、運営法人及び市の将来的負担の軽減を図るという必要性自体については、妥当性を有するものと考えられるが、本件賃料は本件土地所有者が借り入れる建物建設費用に対する金利相当額が反映された額となっている点、賃貸借契約書上、前渡金が契約期間満15年分とされ、本件土地所有者に有利になっている点について不当であり、契約期間更新時に協議を行う必要がある。　としております。

以上が、「運営法人への賃料に係る補助金の支出」に関する調査結果の概要でございます。

次に、「運営法人への機能移転先保育園の整備費に係る補助金」についてであります。

機能移転先保育園の内装工事は、運営法人が行い、その費用の一部を市が補助しました。加えて本件においては、追加工事が発生しこれに対する補助がなされました。

内装工事補助については、東京都との協議により、東京都から受給できる補助額が当初の予定よりも増額したものであり、その過程において適法性や妥当性を否定する事情は見当たらなかった。

また、追加工事補助については、2度の大雪や建築資材の高騰といった事情のほかに工事開始後の設計変更が要因であることが確認できた。

かかる設計変更が生じたのは、運営法人と設計会社や工事業者との打ち合わせ不足が要因と考えられるが、市としては機能移転が平成 26 年 4 月と定められ、間に合わせるほかない状況にあったことから、補助金を支出したとのことであり、かかる事情の下での追加工事への補助金支出については、違法であるとか不当であるとはいえない。

なお、運営法人への整備費に係る補助金支出について、河内氏の不当な関与により金額に変動を生じたとの事実は認められない。　としております。

以上が、「運営法人への整備費に係る補助金」に関する調査結果の概要でございます。

次に、機能移転先保育園が所在する複合施設の整備工事及び保育園の内装工事に関する業者選定についてであります。

保育園建物の本体工事を含む複合施設の整備工事については、私人間の契約行為であり、かつ、直接的には補助金が支出されているわけではなく、直接的な規制がない中で、入札手続きが行われ、その手続きでは決定しなかったものの、最も価格が低かった事業者との間で随意契約により工事契約を締結したことに、違法・不当な点は見当たらない。

内装工事については、補助条件として「一般競争入札に付するなど区市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」が適用される中、市の随意契約ガイドラインに基づき、競争入札に付すことが不利と認められる場合に該当すると判断し、市が随意契約を認めている。

この点に違法・不当な点は見当たらない。

元副市長の関与については、入札に立ち会っていたとの供述はあるが、その関与により不当に業者が選定されたなどの事実は確認されなかった。

以上が、「複合施設の整備工事及び保育園の内装工事に関する業者選定」に関する調査結果の概要でございます。

次に「都道から保育園までの進入道路の整備」についてであります。

都道から機能移転先保育園までの進入道路は、当初4メートル幅の私道であり、保護者や周辺住民と協議した結果、より安全な通行を確保するため、道路幅を6メートルに拡幅することとなった。

その道路整備については、市が道路用地を買収して道路を整備するので、同保育園の開園予定が大幅に遅れることから、整備期間の短縮のため、

本件土地所有者が進入道路を整備し、その費用を市が補助するという例外的な措置をとることとなった。

また、その道路用地確保のため、市は、本件土地所有者が行う用地買収費に対し補助するとともに、本件土地所有者は、進入道路用地を確保し、市に交換提供及び寄附することとなっていた。

第三者委員会は、道路用地確保のための土地交換について、必要な手続きを経ていることなどから違法性は認められないとしたが、当初、対象となっていなかった市有地が交換の対象とされた経緯や、土地交換の手法の妥当性を検討した資料が保管されていないことから、土地交換の具体的内容は不当であるとした。

また、都道から保育園までの進入路の整備費を助成したことについては、市に広範な裁量が認められることから違法性は認められないとしたものの、

- ①補助対象の工事費の妥当性が検証されていないこと
- ②道路拡幅用地買収費が補助対象となった経緯が不明であり、かつ用地買収費の妥当性が確認されていないこと
- ③補助対象となっている本件土地所有者と企業公社との契約内容が不明であること
- ④分筆困難という理由から所有権移転ではなく、本件土地所有者が永代使用・管理承諾をすることとなった道路用地の交換条件として水路敷の使用許可をした経緯が不明であること

以上の４点から、道路拡幅及び整備期間短縮の必要性を考慮してもなお、補助額及び本件水路敷の使用許可は不当 としました。

以上が、「都道から保育園までの進入道路の整備」に関する調査結果の概要でございます。

最後に、「河内氏の関与について」についてであります。

第三者委員会は、たかはた保育園の機能移転において、元副市長が主導的な立場で関与したことが認められるとした上で、保育園の賃料に係る補助金の支出及び都道から保育園までの進入道路の整備において、本件土地所有者の利益になっているのではないかと疑われる点があるが、利益供与を図ったと認めるに足りる具体的事実は明らかとならなかった。

もっとも、元副市長が本件土地所有者の代理人を名乗りながら市側においても主導的立場を果たしたことについては、第三者から利益相反的であったと疑念を抱かせる点において不適切であり、権限を有しないはずの元副市長が、正式な辞令もない中で主導的な役割を果たしたことは、コンプライアンスの観点から極めて不適切である。と指摘しております。

以上、第三者委員会からの調査結果の報告でした。

続いて、今回の第三者委員会からの調査結果を受けて見えてきた、六つの問題点についての市の認識であります。

まず、一つ目、臨時の職である院長相談役を設置する際の問題点でございます。

河内氏の特別職である経営専門監の任期が切れる平成 24 月 3 月末に向け、市立病院長からの要望に応える形で河内氏が市立病院に残ることを当時の市長が承諾し、当時の副市長からは臨時職員として置くことやその賃金額の上限が示されたものの、臨時の職である院長相談役を設置する際に必要な検討、確認が十分になされなかったため、その所属部署がはっきりとせず、誰が管理すべきであるのかが意識されませんでした。

また、当時、一般職の職員にとっては、上司と認識し、絶対的な存在感の元副市長を管理することは、抵抗感が強く、現実的には無理であったものと思われるが、そのような状況にもかかわらず、市側の市立病院に対し

での関与が不十分であったことから管理監督が及ばず、平成 25 年 4 月に私が市長に就任した以降も関与が不十分であったため、元副市長としての存在感、権威を背景にその影響力を継続させ、市の事業への関与を許容することとなりました。

そもそも平成21年6月の副市長退任後に、「市立病院設置者代行」として報酬月額75万円もの重責を担う市立病院経営専門監のポストにとどまったこと自体が異例であって、そのことが元副市長の有する影響力を長きに渡り継続させてしまった要因として挙げられるものと考えております。

なお、第三者委員会からの意見のとおり、市立病院における状況を踏まえると、専決権限を与えられた個々の職員の具体的責任を問うことは妥当ではなく、部下、職員を一般的に管理監督すべき立場としての市長、副市長、院長、事務長等の責任が問われることとなりますが、既に、市長、副市長については、令和2年4月1日から3ヶ月分の給料の減額、その他病院の院長、事務長等については、令和2年3月30日付処分がなされており、今回、明らかになった地方公務員法違反の点については、適切な労務管理がされていなかったという範疇の問題であり、市長、副市長、院長、事務長等の責任がさらに加重されて問われるべきとまでは言えないものであります。

次に二つ目、「計画の当初の段階における支出見通しの問題点」でございます。

事業の実施を判断する際には、当然、その必要性やコスト、リスク、これらを総合的に勘案して意思決定すべきものでありますが、本件においては、粗々の概算支出想定しかない平成24年頃の段階で実質的に事業の実施を市として決定しており、その後、道路など開発関係、建築関係、資金計画など計画が具体化するにつれ、賃料をはじめとした費用が高額となって

いった。開発事業者の意向に沿わないと保育園の移転ができなくなるという状況の中、その主張を聞き入れたという側面が見受けられました。

このような事業の進め方には問題があると認識しております。

市民の立場に立って問題解決にスピード感をもって対応することは当然重要なことではあるが、スピード感が強調されすぎ、きちんと考えてから行動することが軽視されてきたことも一因となって、本来やらなければならないことが実施できていなかったものと考えております。

市の事務として、事業の早い段階で支出見通しを具体化させるとともに、あらかじめ金額の合意をとっておくなど後から予算が膨張しないような措置を講ずる仕事の進め方が必要であったものと考えております。

次に三つ目、「補助金額の妥当性検討の問題点」でございます。

地方自治法第 232 条の 2 において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金交付において市には広い裁量が認められておりますが、それは無制限ではなく、公務員の倫理として、費用の公平性・妥当性は厳正に意識しなくてはならない。ものと考えられます。

本件については、国や都が作った一般的な補助制度とは異なる、前例のない、異例のものであったため、従来の形式的な審査のみではなく、補助金の公平性、妥当性について慎重に検討すべきでありましたが、保育園の機能移転が迫り時間的余裕がない中で、本来必要であったと考えられる検討、審査が尽くされず、元副市長主導のもと事業が進みました。

補助金制度を創設する際に考慮すべき事項を整理し、補助金について、公平性、公正性、透明性を意識して厳格に審査し、チェックする仕組みが必要であったと認識しております。

市の事務として、従来の形式的な審査のみではなく、補助金の公平性、

妥当性について慎重に検討すべきであり、自らの部署だけでは解決できない課題については、他の部署の協力を得るなどして解決を図るべきであったものと考えられます。

次に四つ目、「重要な事案決定の経緯を説明する文書の作成、保管の問題点」でございます。

地方自治体には、主権者である住民が行政の施策がきちんと行われているか判断できるよう情報を提供する義務である、説明責任が求められています。

本件においては、都道から機能移転先保育園までの進入道路の整備に関して、複数の点においてその決定の経緯が不明との指摘を第三者委員会から受けました。

重要な事案については、その経緯も残す必要があると認識しておりますが、職員の意識として最後に決定した結論のみを重視し、途中経過を省略する傾向が市全体において見受けられるところであります。

また、この進入道路の整備については、複数の部課にまたがる事案であったにもかかわらず、市全体としての推進体制が定められておらず、元副市長主導のもとその指示を受けて各課の職員がそれぞれ関与し事業を進めたため、主管課としてその経緯について組織的に文書を作成、保管しなければならないという意識が働かなかったものとも考えられます。

市の事務として、説明責任の観点から、事案の経緯を残すべき役割を担う担当課をあらかじめ明確にしておくとともに、重要な事案についてその経緯を文書として残さなければならないことを強く意識し、起案や決裁をする際にその経緯が文書として残されていないことに疑問をもつべきであったものと考えられます。

次に五つ目、「権限を有しない者に主導的な役割を果たさせた権限と責任の問題点」でございます。

本来、市長以下職員には、それぞれの役職に応じた責任がありその責任を負い果たすことで組織は成り立っているものです。

本件においては、関係者の証言から推察すると、当時の副市長が途中で事案への関与を避けた結果、部をまたがる課題、市全体の重要な課題について、権限、責任ある者による統制、チェックが働かず、組織として本来の指揮命令系統が機能しなかったことが考えられます。

この、本来事案に関わるべき副市長が事案に関与しないという異常な事態を招いたのは、当時の市長が元副市長に曖昧な形で依頼したこと、元副市長の事案への関与を許容していたことに起因するものといえ、職員は、元副市長が事業を主導することに疑問を抱かず、また、疑問を抱いても「市長指示」を受けたという絶対的存在感を有する元副市長に対し逆らえず、黙認、許容することとなったものであります。

このような異常な事態が発生していたにも関わらず、組織としてそのリスクを掌握し対策を打つことがなかったのは、本来リスク管理をすべき管理層にその意識がなく、リスク管理が個人頼みで組織的、全庁的なものとなっていないことがその要因と考えられます。

また、待機児童対策は保育課の問題であり、他の部署は無関係といった「ことなかれ主義」的な組織風土にも問題があったものと考えられます。

市の職員においては、河内氏に逆らえない中においても、疑問を有したときは問題解決に向け相談するなど行動を起こすべきであり、組織の危機として、全庁的、組織的に情報及び現状を共有し、協議することで、課題解決を図るべきであった。

また、市の理事者においては、そのような状況を的確に把握し、本来の指揮命令系統を中心とした事業推進を明確に指示すべきであったものと考え

えられます。

最後に六つ目、利益相反的行為の問題点でございます。

地方公務員法第30条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされており、全体の奉仕者として公務員に求められるのは、公益の実現に努め、公正に職務を行うとともに、自己を律し、公務の信用を高め行動することです。

本件においては、「河内氏が本件土地所有者の代理人と名乗っていた」にもかかわらず、「市の事業を主導させていた」ことに関し、「第三者から利益相反的であったとの疑念を抱かせる」状況となっていました。

本件に関わった職員が深く考え、異論を唱えることをしなかったのは、そもそも元副市長の立場が曖昧で、職員、市の側の人間という認識がなかったことも要因として考えられるが、市の外部の団体などの利益を考慮するような立場に職員が就くことやそのような行動をとること自体について厳に慎むべきものであるというサービスの根本基準や公務員倫理が欠如していたことが考えられます。

また、仮にこれらの問題に職員が気付いたとしても、問題を受け付ける部門が機能していなかったことも影響したものと考えられます。

本来あるべき姿としては、河内氏の利益相反的行為を疑い、その行動に対し異論を唱えるべきであった。または、相談するなど必要な措置をとるべきであったものと考えられます。

以上が、調査結果を受けて見えてきた問題点についての市の認識でございます。

ただいまご説明申し上げたとおり、調査の結果、明らかとなった実態等について、元副市長がその存在感、権威を背景にその影響力を継続させてしまったことが、一連の問題を発生させてしまったそもそもの要因であって、そのことが元副市長に対する特別な配慮によって本来の指揮命令系統及び労務管理を欠落させるという異常な事態を招きました。

しかしながら、職員においては、本来のあるべき姿や行わなければならない仕事について、長年染み付いた職員意識、組織風土などから「やらなければならない」という認識が希薄になってしまったことが、また、市長、副市長においては、その状況を看過してしまったことが、今回の大きな問題であったと考えられます。

今回の問題を教訓に、仮に外部から不当な圧力があつたとしても、その圧力に屈せず、その責務をきっちりと果たせるような仕組みや、組織風土、職員意識を育て、しっかりと再発防止策を講じ、公務における公正性、公平性を確保してまいります。

その具体的な対応として、保育園機能移転問題に関し、第三者委員会から不当との指摘を受けた次の３点について、今後、対応してまいります。

一つ目が、保育園の家賃補助についての対応でございます。

「本件土地所有者に有利になっている」との第三者委員会の指摘を踏まえ、補助金額の妥当性について検証するものとし、運営法人に対して補助を行う立場として、契約期間の更新時において、運営法人のみならず、土地所有者との間で協議を行っていくことといたします。

二つ目が、保育園までの進入路の用地確保のために行った土地交換についての対応でございます。

その「妥当性を検討した資料が市に保管されていないこと」から、その「具体的内容について不当である」との第三者委員会の指摘を踏まえ、令

和３年度末を目途に事実経過を改めて確認し職員の処分など必要な措置を講ずるとともに、公務の進め方を改善し、再発防止を図ってまいります。

三つ目が、保育園までの進入路整備費の補助についての対応でございます。

その「妥当性の確認がなされて」おらず、「道路拡幅用地買収費が補助対象となった経緯が不明」であることなどから「不当」との第三者委員会の指摘を踏まえ、令和３年度末を目途に事実経過を確認し職員の処分など必要な措置を講ずるとともに、改めて必要な手続きを整理し職員に周知徹底するなど、その改善を図ってまいります。

そして、再発防止策については、第三者委員会から指摘を受けた問題点について、その原因を分析、整理し、例えば、議事録作成や外部からの要望等の記録化など説明責任を果たす文書の作成保管の徹底、市職員ＯＢ活用のあり方の見直し、補助金事務の在り方の整理、公務員倫理や危機管理に関する職員意識の醸成などの項目について検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。

また、これらの取組がきちんとなされ、事務が適正に執行されているかどうかを確認するための外部チェックとして、監査機能の充実やリーガルチェックの仕組みについて実施してまいります。

今回の元副市長の兼業の問題、そして旧たかはた保育園の機能移転に関する問題をはじめとした一連の問題については、市政を預かる市長として、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

私自身の反省としては、今回の保育園の機能移転の問題については、私自身、まちづくり部長として、元副市長の関与を目の当たりにしていたに

も関わらず、そのことにさして疑問をもたず、結果として、河内氏の市政への関与を許し続けることとなりました。

また、市長となつてからの補助金交付の決裁においても、市の重要事項であり、前市長の意向を背景とした河内氏からの影響を否が応でも意識させられ、おそらく問題点を感じながらもやらざるをえない状況に職員が追い込まれていたことに思いが及ばずに、保育需要を満たすという行政目的を達成するために平成26年4月からの開園に向けた差し迫った状況の中、必要なものであるからといって特に熟慮せずに承認してしまったことは、日野市のトップとして至らなかったと強く反省しております。

今から考えると、私が市長となつた際に、河内氏には退任いただくべきでありましたが、市立病院においては必要な人材ということで平成31年3月まで残し続けてしまいました。

これらは、自分の認識が甘かったことが招いたことであり、私の不徳の致すところであります。

そして、今回の第三者委員会からの調査結果報告においては、いくつかの項目について行政としての説明責任を果たすべき書類が作成されておらず、保管もさせていないことにより「不当」と強く指摘されました。

「文書に始まり文書に終わる」といわれる行政事務においてこのような事態となつてしまっていたことは、私自身も強く衝撃を受けたところであります。

特に保育園の問題に関し、組織としては、市の重要事項であり、問題点を感じながらもやらざるをえない状況に職員が追い込まれていた。そのような状況であったとしても公務員としてその職務執行過程を対外的に説明できる資料の作成、文書保管が行われていないことの重大性に鑑み、事実関係を確認の上、関係管理職等への厳正な措置を講じてまいります。

また、今回の一連の問題に対し、迅速に対応すべきこととして、職員に

対し改めて強く周知徹底を図っており、すでに導入している内部統制制度、内部通報制度の機能的な運用に努めることに加え、新たな対策を講じていくことで事態の再発防止を確実に実施してまいります。

私の至らなさから河内氏の不正を結果的に許してしまったことを深く反省し、自身への措置を講じます。今後は、私自身のこの反省を糧に、改めて強い決意をもって、再発防止のための市政改革に全身全霊をかけて取り組んでまいります。

市議会議員の皆様方、日野市民の皆様方。私の市政改革の取組に、何卒、お力を貸していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年11月19日

日野市長 大坪 冬彦